

細街路対策指針に基づく道路位置指定制度の活用業務委託仕様書

1 業務の目的

法上の道路でない道を法上の道路へ誘導するための制度整備の一環として、建築基準法に基づく道路位置指定制度の活用を図ることにより、安全性の高い道への誘導を図り、歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちづくりにつなげるものであり、今回新たに創設した拡幅予定型位置指定制度の円滑な実施を図るための検証を行うことを目的としている。

具体的には、ケーススタディとして、既存の道で位置指定道路の対象となる道のうち事業対象となる道の抽出及び選定業務の補助（2路線を選出）、選定した2路線を法上の道路化に向けたアドバイスや関係者への説明資料の作成などを行い、地権者の合意形成から測量、図面作成など申請に必要な図書の作成及び位置指定申請図書（案）の作成までの支援を行い、それまでの過程を検証し、手順や克服すべき課題などを分かりやすく解説した手引書（事例集）を作成するものである。

なお、関係権利者等の合意形成がなされない等の場合においても、関係権利者への支援業務は、平成26年2月28日までとし、それまでの過程を検証した手引書（事例集）を作成するものとする。

2 業務委託の内容

(1) ケーススタディ路線選出のための候補路線の抽出及び選定業務の補助

京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例第6条が適用される既存の道で、本件委託の具体的な業務を実施するケーススタディ路線の選定についての業務の補助を行う。

① 候補路線の抽出（案）の作成

- ・ 候補路線の抽出（案）による、候補路線の調査

【抽出（案）例示】

- ・ 位置指定道路の対象となる道であること
- ・ 選定する路線の関係権利者で、位置指定道路に関する手続きに関して、自ら申請者となる意思があるものが居ること
- ・ 申請者となるものは、関係権利者の承諾に向けて取り組む意思があること
- ・ 位置指定道路に誘導することにより、一部の者の利益とならないものであること

② 候補路線の選定（案）の作成

- ・ 抽出した候補となる路線から、事業を実施する路線の選定基準の提案
- ・ 候補路線の選定（案）による、抽出した候補となる路線の仮判定

- ・委託期間内で成果のまとめられる適切な規模の基準の提案
- ③ 路線の選定に係る資料の作成
 - ・候補となった路線に対して、現地視察や関係権利者のヒアリング調査等
- (2) 位置指定制度適用の課題抽出及び関係権利者の合意形成に向けた支援
 - ・ケーススタディ路線における位置指定制度適用の課題抽出
 - ・関係権利者への道路化に向けた相談業務
 - ・関係権利者への道路化に向けた説明の補助
 - 関係権利者抽出のための資料等の収集（土地・建物の登記簿謄本は貸与有）
 - 関係権利者の説明会等の会場確保・準備，開催補助，説明資料の作成，議事録作成等
 - 関係権利者との連絡・調整等
 - なお，関係権利者の説明会等については，合意形成の進捗に合わせて，月2回程度実施する。
 - ・関係者打合せ会の支援業務
 - 打合せ会での専門的助言，会議資料作成，議事録作成，会議場所の確保と設営
- (3) 道路位置指定申請に係る図書及び道路位置指定申請書（案）の作成
 - ・公図及び謄本等資料収集，合成公図及び地権者リストの作成
 - ・求積図，地籍測量図の作成
 - ・指定基準を満足するための条件・課題の抽出
 - ・道路の位置の指定に係る事前相談調書の作成及び事前協議
 - ・道路位置指定申請書（案）の作成
- (4) 手引書（事例集）の作成
 - ・支援業務で得た事例，課題の収集
 - ・事例，課題の解決への取り組み，又は解決への方向
 - ・位置指定申請者側からの具体的取り組みの手順の整理
 - ・その他手引書（事例集）の作成に係る業務
 - ・非道路から法上の道路にすることによるメリット等の説明
 - ・法上の道路への取り組みに対する提案

※ 関係権利者と同意等が得られなかった場合は，別途本市と協議すること

3 業務委託期間

契約締結日から平成26年3月14日（金）までとする。

4 前払金

前払金は支払わない。

5 管理技術者、主任技術者、担当技術者

受託者は、本件業務に関する統括及び管理を行う管理技術者を配置すること。また、本件業務に関する技術上の管理を行う主任技術者、主任技術者の下で担当業務を行う担当技術者を定め、管理技術者・主任技術者・担当技術者通知書を本市に提出すること。なお、配置技術者の兼務は不可とする。

6 成果品の提出等

本市に納品する成果品は、以下のとおりとし、電子データはCD-ROMに収録して提出するものとする。

なお、成果品の著作権は本市に帰属するものとし、業務完了後は本市の承諾を得ずに、本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料は保持しないこととする。

成果品	部数	備考
(1) 業務報告書	2部	
(2) 道路位置指定申請書（案）	正本1部 副本1部	添付書類（指定道路内の土地・建物全部事項証明書、指定道路に接する土地・建物登記事項要約書、官地明示図、申請図、求積図、カーブミラー設置詳細図、報告書）
(3) 手引書（事例集）	2部	
(4) 本業務で取得、利用又は作成した資料	1部	
(5) その他本市が指示するもの	指示部数	

※ 報告書等の作成に利用した各種資料については、電子データにて提出すること。

※ 電子データは Microsoft Word, Microsoft Excel, Microsoft Power Point, PDF を基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市監督員と協議を行うものとする。

※ 関係権利者と同意等が得られなかった場合は、別途本市と協議すること。

7 業務の進め方

- (1) 本委託業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、事前に業務実施計画書及び管理技術者等の届を提出し、本市の承諾を受けるものとする。
- (3) 受託者は、業務着手に先立ち、業務工程表を提出すること。
- (4) 業務の実施にあたっては、逐次、本市と協議を行い、本市の指示により業務を進め、業務の結果については速やかに報告を行うこと。また、関係権利者と打合せ、協議等行った場合は、協議録等を作成し、これを提出しなければならない。

なお、月1回程度、作業の進捗状況等の中間報告を行うこととする。

- (5) 業務の内容について機密を守り、本市の許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。(業務完了後も含む。)
- (6) 業務上受託者の不注意や不備により生じたすべての費用は、受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、業務実施に当たり、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行われなければならない。
- (8) 受託者は、本市と打ち合わせを行った内容について、協議録等を作成し、これを提出しなければならない。
- (9) 受託者は、本件業務実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、本市に発生原因・経過・被害状況等を速やかに報告し、本市の指示に従うものとする。本業務の実施に関連して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受託者が負担しなければならない。
- (10) この仕様書の定めのない事項並びにこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、受託者は速やかに本市と協議を行うものとする。

8 疑義

本仕様書に疑義がある場合は本市の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、本市と受託者が協議の上決定する。

9 貸与資料等

- (1) 受託者は、貸与された資料を破損・紛失しないよう十分注意して取り扱わなければならない。
- (2) 受託者は、貸与された資料を本市の許可無く複製してはならず、また、本業務以外に使用してはならない。
- (3) 受託者は、貸与された資料を本件業務完了後、速やかに本市に返却しなければならない。また、写しをとっている場合は、写しも同様とする。

10 業務完了後の提出書類

- (1) 完了通知書
- (2) 納品書
- (3) 請求書
- (4) その他本市が必要と認める書類

11 提出書類

本業務の実施に当たって受託者は、契約締結の日から7日以内に次の必要書類を提出

し、本市の承諾を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 管理技術者等通知書
- (4) その他必要な書類

12 その他

受託者は、業務完了後、成果品に不備があった場合、本市の指示により受託者の負担において直ちに再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。